

SEINENHORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N638
2024・4・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

天白養護学校虐待事件判決報告～教育委員会独自の責任を認めた画期的判決…………… 林 翔太
原発・山木屋訴訟(福島原発避難者訴訟第二陣) 仙台高裁判決のご報告…………… 高橋右京

神奈川支部特集

原発かながわ訴訟東京高裁判決(2024年1月26日)について…………… 石畑晶彦
対川崎市教育委員会情報公開訴訟—音声データの情報公開請求…………… 小林展大
大和という街…………… 菊池 遼
障害者に対するヘイトスピーチについて損害賠償が命じられた事例…………… 下山 順

〈新春特別企画〉憲法委員会企画座談会

「ジェンダー問題と法律家の役割」〈第2回〉—法律家としての関わり

清末愛砂/太田啓子/大崎茉耶/河西拓哉/広谷 渉

【議長トーク】「70周年記念集会和基金の使途」…………… 笹山尚人

〈青法協千葉支部・本部共催企画〉立松彰会員講演「法曹人口・法曹養成問題について考える」の参加報告…………… 渡邊寛之

〈シリーズ：憲法と私⑩〉憲法21条1項と私…………… 向井香織

第36回憲法フェスティバル「今こそ憲法～新しい戦前にしないために」開催のご案内…………… 並木陽介

2023年度第4回拡大常任委員会(春の全国ミーティング・兵庫県)開催

- 特別講演 塚田哲之会員講演「憲法を巡る情勢と活動上重視すべきポイント」の報告…………… 近藤暢朗
 - 若手実務講座 國富さとみ会員講演「子どもの権利を守るための活動の意義」の報告…………… 砂原 薫
 - 憲法委員会企画 上脇博之会員講演「政治とカネの問題—議会制民主主義の実現を求めて」…………… 伊久間勇星
 - 地元企画 野口善國弁護士講演「少年事件—少年A、記録の廃棄事件など」…………… 中澤孟也
 - オプショナルツアー「祈りの杜 福知山線列車事故現場」についての報告…………… 他谷耕助
- 法律に基づいた震災対策の徹底を求めるとともに、震災に耐えることのできない原発から訣別し、
脱原発政策への転換を求める決議



酒田市・土門拳記念館から望む

E-mail bengaku@seihokyo.jp

天白養護学校虐待事件判決報告

～教育委員会独自の責任を認めた画期的判決～

あいち 林 翔太

二〇二四年一月三〇日、名古屋地方裁判所（民事八部・西村修裁判長）で、名古屋市立天白養護学校で起きた虐待事件に対して、名古屋市の独自の責任を認めた判決を獲得した。

弁護士事務局長として、その報告をする（なお、二〇二〇年二月発行「あいち支部特集」参照）。

1 事案の概要・経過

二〇一八年九月、事件が報道された。報道後、加害者教員は暴行罪で有罪・罰金、停職処分となった。ただし、報道時教員は五九歳で、翌年三月には定年退職をした。

普通学校と違い、特別支援学校では複数担任制を取っており、他の教員がいたにもかかわらず、誰一人として止めていない様子が動画に映っている。教育とはほど遠い虐待が現場で日常的に起きていたことをうかがわせる。この教員をなぜ定年間近まで教壇に立たせ続けたのか、かなり疑問である。

二度とこのような被害に遭わないようにするため（弁護士長は同種の名古屋市の養護学校で起きた事件を約三〇年前に担当していた）、被害生徒は名古屋市と教員個人に対して、二〇二〇年九月に提訴した。弁護士は事務局長の私を含め全員青法協会員であり、弁護士長中谷雄二、高森裕司、郭勇佑、進藤一樹（いずれもあいち支部）、仲松大

樹（岐阜支部）である。

2 裁判の経過

この裁判の一番の課題は、原告に対する日常的暴力と損害の立証である。被害者本人は「こんなことをされた」「怖かった」「辛かった」と言葉で伝えることもできなかったためである。

我々弁護士は、当時加害者教員とは同僚関係にもあった教員の協力を得て、学校現場であった行為についての証言、調査結果の内容から、報道内容は氷山の一角にすぎず、原告に対しても日常的な暴力が行われていた旨主張・立証した。

また、心理士の心理鑑定をお願いし、現在も被害者にトラウマとして残っており、精神的苦痛は深刻との鑑定書を提出した。

管理職の問題について、特別支援学校の校長経験者でもある学者に意見書の作成をお願いし、事件前には加害者教員を教育現場からの退場を命じるべきで、それはできたと主張した。

なお、尋問前後に、和解協議の機会が設けられたが、名古屋市は「金額の交渉には応じるが、再発防止の体制について話し合わない」という態度をとり続け、再発防止を強く願う原告としては、和解交渉は打ち切った。なお、和解の席で、裁判長は、「原告の問題意識は理解している。判決で判断を示したい。」との発言があり、組織的問題を

取り上げる原告の思いを理解しているようであった。

3 判決内容

判決は名古屋市中に対してのみ、慰謝料一五〇万円の支払を命じるものであった。

内容は下記のとおりである。

(1) 加害者教員の日常的暴力について

報道内容を非常に綿密に検証し、加害者教員は不合理な言い訳に終始し、懲戒に至る事情聴取の内容、調査結果の内容で他の生徒に対する事例の数、それに至る同僚教員の報告件数によれば、本件暴行は氷山の一角で、原告に対する暴言・暴行も日常的であったと認定した。特に、周囲にいた教員の責任について言及された。というのも、被告の両方から、加害者とともに学年の担任をしていた教員が「見ていない」「知らなかった」などと陳述書を出してきたからである。裁判所は「高い位置から生徒を見守る立場」上「不合理な言い訳である、むしろ日常性が推認されるとした。

一方、加害者教員個人は公務員個人の責任を原則否定する最高裁の壁により、認められなかった。

(2) 管理職の責任

意見書の内容に基づき、裁判所は学校長の取得手段を検討し、当時学校長は抽象的にも報告が多く寄せられている状況で、口頭指導だけで



「画期的判決」の旗を出す筆者(中央)

は対応できない状況にあれば、教育委員会に報告して、現場との橋渡しを行う役割が期待されるとした。その上で、現実には、何度も報告が寄せられ、学校長のみでは対応できない状況にあり、教育委員会に報告すべきであったにもかかわらず、対応は遅きに失したと断罪した。この点が、判決の最も評価すべき点である。

なお、損害評価において、報告が遅れたために、被害者の負った精神的苦痛は拡大したと指摘

した。

(3) 損害の評価

裁判所は鑑定書の内容について、真正面から「トラウマ」の存在を認めないものの、暴行の態様や関係性のみならず、被害後に現れたフラッシュバックから深刻な精神的苦痛を負ったと評価し、加害者教員の行為及び周囲にいて止めなかった教員の責任を不可分一体として二〇万円、報告の遅れで拡大させた分を三〇万円として損害を認めた。

(4) 判決後の活動

判決直後、「画期的判決」「教育委員会独自の責任を認める」の旗を出す(写真)とともに、声明の発表、記者会見を当日行った。

その後の弁護士会議にて、原告弁護士は主として画期的判決として積極的に評価し、原告側からは控訴しないことを確認し、名古屋市中側に控訴しないよう要請のFAXに取り組んだ。取り組みの甲斐あってか、名古屋市中は控訴せず、確定した。

4 弁護団のこれから

勝利判決を得たものの、活動はまだ終わらない。判決を踏まえ、教育委員会に二度とこのような凄惨な事件が起きることのないよう子どもの人権が保障された学校現場が保障されるよう要請活動を行っていく予定である。会には引き続き支援も願う。

原発・山木屋訴訟（福島原発避難者訴訟第二陣） 仙台高裁判決のご報告

東京 高橋 右京

福島第一原発事故により、ふるさと・福島県伊達郡川俣町山木屋地区からの強制避難を余儀なくされた住民三三三名（八〇世帯）が原告となった、東京電力に対する損害賠償請求訴訟（福島原発避難者訴訟第二陣・山木屋訴訟）の控訴審判決が、二〇二四年二月一四日、仙台高等裁判所言い渡されました。

本判決において原告らは、中間指針第五次追補の基準を上回る故郷喪失慰謝料を勝ち取ることができました。以下、本判決の内容を報告いたします。

一 山木屋訴訟の概要

本訴訟は、原発事故後、計画的避難区域（後に避難指示解除準備区域または居住制限区域）に指定され、避難を強制された、福島県伊達郡川俣町の山

木屋地区の住民が原告となり、東京電力に対し故郷剥奪（喪失）慰謝料等を求めた集団訴訟です。

福島地裁いわき支部の一審判決では、故郷喪失慰謝料自体は認められたものの、二〇一七年三月の避難指示解除により一定程度復興が進んだとして、その額は一人あたりわずか二〇〇万円にとどまりました。

しかし現実には、山木屋では避難指示が解除された後も、特に若い世代の帰還がほとんどなく、地域コミュニティは失われたままで、産業の中心である農業も廃れ、近い将来の地域の消滅すら危惧される事態に陥っています。一審判決は、かかる現実から目を背け、避難指示が解除されたという表面的事実のみに着目した、不当なものでした。そこで原告らは、避難指示解除後の山木屋の実態を正しく反映した正当な判決を獲得すべく、全

員が控訴しました。

なお、控訴審係属中の二〇二三年二月に、原賠審が中間指針第五次追補を発表しました。この第五次追補では、新たに「生活基盤喪失（または変容）慰謝料」などの賠償項目が追加されました。山木屋と同じ居住制限区域、避難指示解除準備区域の住民に対しては、生活基盤変容慰謝料二三五〇万円、被ばくによる健康不安に対する慰謝料として原則三〇万円、合計二八〇万円の追加賠償が認められました。

二 仙台高裁判決の内容

(1) 責任論（慰謝料増額事由としての東電の悪質性）

まず本判決は、原発施設が、ひとたび重大事故を起こせば近隣住民の生命・身体や地域社会、自然環境、経済的活動などに深刻な影響を及ぼす

という特殊性を有する点を重視し、原子力事業者は、万が一にもそのような災害が起こらないよう万全の措置を講ずべき責務を負っているとしました。

そして、東京電力は、津波の規模についてもいわゆる「長期評価」に基づく平成二〇(二〇〇八)年試算により概ね予見していたにもかかわらず、事故が発生するまで具体的な対策を講じることはなかったと認定し、このような事情を慰謝料増額事由として認めました。

さらに、事故自体の回避可能性については慰謝料算定にあたってはさほど決定的な事情ではない、重要なのは、「一審被告が予見された危険性に対してどの程度誠実に向き合い、真摯にその対策に努めていたかという点」にあるのだと判示しました。

つまり、原発事故の被害者に対する損害賠償額の算定にあたっては、必ずしも予見可能性・結果回避可能性を前提とする「過失」が必要ではないと判示しており、少なくとも原発事故についての東京電力の責任の評価の在り方として、極めて画期的な判断であると評価できます。

(2) 損害論

本件控訴審において、原告らの損害論についての最大の課題は、避難指示の解除により故郷喪失損害は一定程度回復している(あるいは帰還困難

区域よりは損害が少ない)、という一審判決の判断をいかに克服するか、という点にありました。この点は、中間指針第五次追補においても、避難指示解除準備区域・居住制限区域の住民に対する「生活基盤変容慰謝料」は、帰還困難区域の住民に対する「生活基盤喪失慰謝料」の半額にも届かず、未だ、避難指示が解除された区域の損害の評価は不十分であると言わざるを得ません。

この点について本判決は、まず、基本的に第五次追補の考え方を尊重しつつ「生活基盤の『喪失』と『変容』との区別は二者択一的ではなく、段階的相対的なものである」し、「第五次追補を含む指針が示す損害額はあくまでも目安であって賠償の上限を示すものでも慰謝料額の算定における裁判所の裁量を拘束するものではない」としました。

その上で、「本件事故前に存在した『山木屋地区』というコミュニティは、本件事故により大きく変容しており、特に山木屋小学校の休校が続いていることに象徴される次世代を担う子ども的大幅な減少と高齢者率の上昇は、山木屋地区の伝統や独自性が早晚継承されなくなる蓋然性を意味するものとして深刻というべき」と、山木屋の被害の実態と本質を正しく認定し、第五次追補の基準を超える、一人一律三三〇万円の故郷喪失慰謝料を認容しました。

帰還困難区域と同額とはいきませんでした。

避難指示が解除されれば故郷は回復していくという安易な決めつけを覆し、一度失われた故郷の復興は容易ではないという現実を司法が認めたこと、そして、現実に即して、中間指針を超える額の賠償の可能性を示したという意味で、本判決の意義は極めて大きいと考えます。

三 判決の評価と今後の課題

本判決について東電は、上告を断念し、二〇二四年二月二十八日、本判決は確定しました。原告団・弁護士は、約一〇年に及ぶ裁判闘争の末、ようやく、勝利をつかむことができたのです。しかし、当然のことながら、判決で認容された賠償がなされたからといって、山木屋が復興するわけはありません。

今後はこの判決を楫に、いかに、ふるさと山木屋の復興のための有効な対策を、東電や国に実行させるかが課題となります。そのため、原告団・弁護士は、今後も東京電力との協議を継続していく所存です。引き続きご支援のほどよろしくお願ひいたします。

原発かながわ訴訟東京高裁判決 (二〇二四年一月二六日)について

神奈川 石畑 晶彦

一 はじめに

原発かながわ訴訟東京高裁判決(以下、「東京高裁判決」という)では主に二点の大きな課題があった。一つは、二〇二三年六月十七日の最高裁判決によって国の責任が否定されたことにより、これを乗り越える必要があったこと(いわゆる責任論の問題)、もう一つは、同年二月二〇日に原賠審の中間指針第五次追補が出たことにより、他の地裁・高裁判決においても第五次追補に近い賠償しか認められなかったことがあり、これを乗り越える必要があること(いわゆる損害論の問題)である。

二 責任論について

(1) 原発かながわ弁護団の主張

最高裁の論理は、長期評価の信用性を問題とせず、それに基づく対策(南東側への防潮堤の設置)をとったとしても、事故は防げなかったというものである。

これに対し、原発かながわ訴訟では、当初から、予見可能性について長期評価に加え貞観津波の知見を積極的に主張していた。

長期評価(二〇〇二年。政府地震対策本部)は三陸沖から房総沖までの範囲のどこでも、明治三陸型の地震津波が起ころうとの指摘がなされ、貞観津波は、八六九年に実際に起こった津波

地震であり、二〇〇八年佐竹東大教授らの津波堆積物調査の進展により、1F(福島第一原子力発電所)の東側から一メートル程度の津波が来る可能性があった。また五〇〇年〜一〇〇〇年単位で繰り返し起きているという、実際の既往地震についての研究であるという特質があった。

加えて、予見可能性の時期が二〇〇八年とする、津波対策として水密化が、現実に実施されており、津波対策が防潮堤であったとする最高裁の論理も崩れることになる。

そして決定的なのは、一審横浜地裁判決は、貞観津波の知見を踏まえた予見可能性を認定し、対策として電源設備の高所移転で回避できたと判断し、国の責任を肯定しているから、そこに関する判断を避けては通れない状況であった。

(2) 東京高裁判決の判断

しかし、東京高裁判決は、貞観津波に関する原発かながわ弁護団の主張について、「モデル8及びモデル10は、本件事故以前において、専門的知見に照らし、更なる津波堆積物調査が必要、いまだ発展途上のものであって、相当程度の不確実性が存していた。国が試算結果を認識したとしても、試算結果は、不確実性が存する未成熟な知見

に基づくものであって、津波対策に反映させるほどの知見にはいまだ至っていないものと理解することが不合理であるとはいえない。」などと判断して、前提となる事実認定に誤りがあり、かつ極めて不当な評価により、これを否定した。

また、水密化についても、「本件事故以前において、本件事故と同様の事故を回避できる措置として、水密化の措置を講ずべきとする確立した知見が既に存在していたことを認めるに足りる証拠はない。」などと判断して、これを否定した。

三 損害論について

(1) 原発かながわ訴訟弁護団の主張

本件被害の本質は、放射線の健康影響を避けるための避難であることを強調している。

当初から被ばくの健康影響について、主として広島・長崎の原爆被爆者の疫学調査を中心として、つくづく主張・立証していた。特に避難指示区域外からの避難者（いわゆる区域外原告）の避難の相当性につき、賠償の見直しが見送られた中間指針第五次追補を十分克服しうる展開となっていた。

(2) 東京高裁判決の判断

まず、末尾の表のとおり、概ね中間指針第五次追補を超える判断がなされたことは評価ができる。また、区域外避難者に対する判示で、以下のよう
な注目する判断を行っている点は評価ができる。

「LSS第一四報(甲共四)の記載(定型的な線量閾値解析ではしきい値は示されず、ゼロ線量が最良の閾値推定値であった旨の記載)もこれに沿うことその他本件に現れた一切の事情を考慮すれば、年間積算線量二〇mSvを下回っていても、放射線による健康不安を憂慮する合理性が全く否定されるものではないし、本件事故直後にはその影響の程度等が明らかでなく、原発による放射線被害という本件事故の特質に照らし、(避難指示等区域以外の)者が、放射線による健康不安を懸念して避難生活に入ることが、通常人の行動として不合理とはいえない。……健康不安を憂慮して避難することには客観的な合理性が認められ、上記相当因果関係を肯定することができると思われる。」

これまで、過剰反応だと多方面から非難され続けてきた区域外原告に対して、避難の正当性を正面から肯定しており、一つの希望となったと思われる。

四 小括

責任論については、国の責任を否定する最高裁判決維持という結論ありきの判断であり、到底容認することはできない。

損害論については、区域外避難者の避難の相当性を正面から認めたことは評価できるが、必ずし

も賠償金額に反映されておらず、さらなる賠償金額の底上げが求められる。
原発かながわ訴訟では、特に国の責任に関して上告を行っており、上告審で国の責任を肯定させるよう最後までたたかい続ける所存である。

区域	高裁判決			合計	一審判決	第五次追補
	避難慰謝料	特別過酷避難加算	生活基盤喪失変容慰謝料			
帰還困難	850万円	30万円	800万円	1680万円	1500万円	1580万円
居住制限	850万円	30万円	400万円	1280万円	1300万円 (1000万円)	1130万円
避難指示解除準備	850万円	30万円	400万円	1280万円	1200万円 (900万円)	1130万円
緊急時避難準備	180万円		100万円	280万円	250万円	245万円 (230万円)
屋内退避・一時避難要請	100万円		なし	100万円	150万円	90万円
区域外(子ども・妊婦)	100万円		なし	100万円	100万円	40万円
区域外(子の親)	60万円		なし	60万円	60万円	20万円
区域外(その他)	30万円		なし	30万円	30万円	20万円

対川崎市教育委員会情報公開訴訟 ―音声データの情報公開請求―



神奈川 小林 展大

1 情報公開請求は憲法上保障された基本的人権である知る権利を具体的に行使する場面であり、各地の市民オンブズマン等が闘って成果をあげている分野である。

情報公開請求の請求書に、入手したい文書を記載し、行政機関に提出(持参提出、郵送提出が多いであろうが、FAX提出が可能などところもある。)すると、開示、部分開示(一部開示)、不開示等の各決定がなされる。

これら各決定は、行政処分であり、抗告訴訟を提起することもできるのであるが、情報公開請求の行政不服申立手続については、情報公開・個人情報保護審査会、行政不服審査会等の審査会に諮問した上で答申を得て、簡易迅速な救済を目指すという制度設計(以下「審査請求」という)になっている。

情報公開請求の審査請求の手続においては、行

政不服審査法第十九条に規定する事項を記載した審査請求書を提出すると、実施機関から弁明書が提出され、その弁明書に対して反論書を提出していくことになる。前記審査会への諮問については、弁明書を提出するとともに諮問する行政機関もあれば、主張反論のやり取りを終えてから諮問する行政機関もある。

また、審査請求手続においては、審査庁における口頭意見陳述、審査会における口頭意見陳述を申し立てることもでき、口頭意見陳述の活発化が期待される。

それ以降は、審査会の答申がなされて、審査庁から裁判が出される。なお、審査会の答申には法的拘束力はないので、答申と異なる内容の裁判を出すことも可能ではあるが、答申と異なる内容の裁判を出すことについての問題が従来から指摘されている。裁判が出されると、その内容について

争うには、抗告訴訟を提起するしかないということになる。

2 本題に入るが、今回、二人の人民が、高等学校の教科書について学校現場から推薦された教科書が初めて採択されずその理由も不明であったため、会議の議論内容を再確認する必要があると考えたことから、教科用図書選定審議会の音声データと川崎市教育委員会の臨時会の審議内容の音声データを情報公開請求したところ、不開示処分がなされたので、審査請求をした。

そして、川崎市の場合、審査請求書を提出すると、弁明書が提出され、それに対して反論書を提出する機会が与えられる。また、行政不服審査法三一条一項に基づく口頭意見陳述を申し立てるかについて案内がある。

そして、二人の人民の審査請求手続において、川崎市情報公開・個人情報保護審査会は、教科用図書選定審議会の音声データの一部と川崎市教育委員会の臨時会の審議内容の音声データを不開示すべきとの答申をしたにもかかわらず、川崎市は審査請求を棄却し、教科用図書選定審議会の音声データと川崎市教育委員会の臨時会の審議内容の音声データを開示しなかった。

そこで、これらの川崎市の不開示処分の取消しを求めて、二人の人民が取消訴訟(以下「本件訴

訟」という)を提起した。原告人民には複数の法律事務所から複数の訴訟代理人が就任し、弁護団事件となった。

本件訴訟の争点は、教科用図書選定審議会の音声データの一部と川崎市教育委員会の臨時会の審議内容の音声データの川崎市情報公開条例に定める不開示事由該当性である。

本件訴訟では、被告川崎市は、音声データは抜き出し、切り貼りすることにより、発言者の意図を歪曲する形で流布等することを可能とし、教科用図書選定審議会や川崎市教育委員会の各委員に萎縮効果をもたらすという、「音声データの特殊性」を強調したり、裁判例を自身に有利に援用したりして主張立証をしていた。

また、情報公開は、請求の理由や目的を問わないものであり、原則開示しなければならず、例外的に不開示事由に該当する場合には、開示しないことができる制度設計となっているのだが、被告川崎市からは開示の必要性を原告の側で立証しなければならぬという謎の主張もなされた。

さらに、被告川崎市は、一審において、教科用図書選定審議会と教育委員会会議がどのような会議であるか、担当職員の証人尋問によって立証することを検討していると述べていたのだが、被告川崎市から教科用図書選定審議会と教育委員会会議がどのような会議であるかについて、担当

職員の証拠提出はなされなかった。なお、その証拠提出がなされなかった理由は不明である。ほかに、被告川崎市は、原告人民が行政法の学者意見書に基づく主張をしたことに関し、反対尋問をしたいくらいであると述べたものの、結局その学者の証拠提出もしなかった。なお、その証拠提出がなされなかった理由は不明である。

一方、原告人民と弁護団は、被告川崎市の争点すらしを許さず、被告川崎市に対して次々と攻勢をかけていった。原告人民と弁護団は、被告川崎市の前記主張に対し、被告川崎市の主張に対する反論をするとともに、他の地方自治体との比較、答申や裁判例に基づく主張、前記行政法学者の意見書を踏まえた主張を展開していき、被告川崎市を追い詰めていった。

そして、二〇二三年五月一七日に弁論終結となり、同年一〇月四日、横浜地方裁判所は、原告人民に対する教科用図書選定審議会の音声データの一部と川崎市教育委員会の臨時会の審議内容の音声データを不開示とした被告川崎市の処分を取り消す、との判決を言い渡した。文字通りの完全勝訴であり、同判決は被告川崎市の前記主張を一蹴した。

3 しかし、その後、被告川崎市から前記横浜地裁判決に対して控訴がなされ、控訴審

における闘いがはじまることとなった。

被告川崎市が控訴してから、被告川崎市は、控訴理由書を提出するとともに、二人の証人尋問の申請をしてきた。

しかし、原告人民と弁護団で控訴理由書を検討してみると、主張内容は一審とさほど変わらず、概ね抽象的に音声データが抜き出し、切り貼り等により悪用されるおそれが生じる、というものとどまっていた。

そこで、被告川崎市の主張は、抽象的に音声データが抜き出し、切り貼り等により悪用されるおそれが生じるというものとどまっており、教科用図書選定審議会の音声データの一部と川崎市教育委員会の臨時会の審議内容の音声データの川崎市情報公開条例に定める不開示事由該当性が立証されていないこと、被告川崎市の証人尋問の申請は、証人の主観を述べさせるものすぎないこと等を反論内容とする控訴答弁書を原告人民と弁護団から提出した。

その後、控訴審第一回口頭弁論期日の数日前になつて、被告川崎市から証人尋問を採用するべきであるとの準備書面が提出されたことを受けて、原告人民と弁護団は証人尋問の必要性がないこと、前記の一審の証拠提出についての経過を踏まえて被告川崎市の証人尋問の申請は時機に後れた攻撃防御方法であることを内容とする怒りの準備

書面を控訴審第一回口頭弁論期日前に提出していた。

そして、二〇二四年三月六日、控訴審第一回口頭弁論期日が開かれた。なお、被告川崎市は、控訴審第一回口頭弁論期日においても、証人尋問の尋問事項、証人の陳述書を提出しなかった。

控訴審第一回口頭弁論期日においては、主張書面の陳述、書証の取調べを行った後、裁判所（裁判長裁判官）は被告川崎市、原告人民代理人双方から意見陳述を行うということになっていたこと

を失念していたのか、被告川崎市の証人尋問の申請については必要性がないものとして却下し、弁論終結すると述べた。それから、左陪席裁判官が

裁判長裁判官に意見陳述があることを伝えると、被告川崎市、原告人民代理人双方の意見陳述が行われることとなった。

その後、改めて裁判所は、被告川崎市の証人尋問の申請については必要性がないものとして却下し、弁論終結して判決言渡し日を指定した。控訴審判決の言渡し日は二〇二四年四月二四日（水）

となった。なお、被告川崎市は、控訴審の弁論終結後ではあるが、今後書面を提出するということがあった（どうも口頭弁論再開申立の書面等を提出する趣旨のようである）。

原告人民と弁護団としては、控訴審判決の言渡しを待つことになる。今回、原告人民が情報公開請求した教科用図書選定審議会の音声データの一部と川崎市教育委員会の臨時会の審議内容の音声データは、川崎市情報公開条例に定める不開示事由に該当しないとの判断を揺るぎなきものにした。

中でも私のおススメのお店を紹介したい。一九五二年創業の歴史ある名店、「鳥清」である。この店は、大和駅の商店街にある大きな赤ちようちんが目印のお店だ。この店は私の父に教えてもらった。

当時二〇歳になったばかりの私に、「おすすめのお店がある」と連れて来られたのである。店内は、いつも地元の人でにぎわい、炭火の煙で少し煙りたい。創業当初から変わらない店内の雰囲気を感じてくる。焼き鳥を注文すると、プラスチック製の白いお皿に乗った焼き鳥が、次から次に運ばれてくる。昔ながらの店内で、地元の方の世間話をBGMに、焼き鳥を頬張り、ビールで流し込む。最高である。二〇歳になったばかりの息子を連れて行きたくなる父の気持ちが、ちよつと理解でき

大和という街



一 はじめに

大和という街は、私が生まれ育った街である。中学と高校は、横浜市の私立に通っていたが、生活の拠点は、大学院卒業までずっと大和であった。神奈川県のはば真ん中に位置するが、周りの市と比べると、どこか影が薄く情緒あふれる街、

大和。そんな大和が私は大好きである。すべてを語り尽くすことはできないが、大和の魅力を皆さまに少しでもお伝えしたい。

二 大和の食

大和の食と言えば、ズバリ焼き鳥だ。大和は、焼き鳥激戦区である（と、私は思っている）。その

てしまう、そんな魅力のある店だ。

三 大和の祭

大和の夏の風物詩、「神奈川大和阿波おどり」は、「関東三大阿波踊り」のひとつに数えられる。地元連のほか、全国から多くの連が参加するビッグイベントである。毎年夏に大和駅の商店街で開催されていた、この神奈川大和阿波おどりは、新型コロナウイルスの影響で路上演舞は見送りとなくなっていたが、昨年四年ぶりに路上演舞が復活したそう。路上で阿波踊りを見ていると、心地のいいリズムと熱い演舞に魅了され、太鼓の音に誘われて自分の身体も揺れ動きだす。そんな時、実際に阿波踊りが体験できる「にわか連」というものがあり、なんと飛び入り参加も可能だ。恥ずかしさなど一切ない。子どもから大人まで、皆楽しそうに踊るのだ。まさに、「踊る阿呆(あほう)に見る阿呆(あほう)。同じ阿呆(あほう)なら踊らにゃ損々」である。

四 大和の名所

大和には、二〇一六年、大和市文化創造拠点(シリウス)という名所が新たに誕生した。ホール・図書館・生涯学習センター・屋内広場などからなる六階建ての複合施設だ。一階にはスターバックスがあり、図書館にコーヒーを持ち込むこと

も可能で、コーヒー片手に読書を楽しめてしまう。読書スペースは、静かな読書室のほか屋外の読書テラスなんでももある。学習フロアでは学生たちが勉強に精を出し、ふとテラスに目を移せば、甘酸っぱい青春の一ページが繰り広げられていたりもする。様々な施設があるのだが、どこもオシャレなのだ。それだけではない。音楽スタジオ、子ども用の広場、調理実習室のほか、お茶やお花などに利用できる二二畳の和室まであって、いかなるニーズにも対応可能だ。なにをそんなに興奮しているのか、と思われているかもしれないが、とにかくワクワクする場所なのだ。是非一度足を運んでみて欲しい(土日は非常に混雑しているので注意)。

五 大和のサッカー

私は、小学生の頃からサッカー小僧だった。そこで、是非、大和のサッカー事情について語らせて欲しい。皆さまは、二〇二二年に、サッカー日本女子代表がワールドカップを初優勝したのを知っているだろうか。その優勝メンバーの大野忍選手、川澄奈穂美選手、上尾野辺めぐみ選手は大和市にゆかりのある選手である。大和市は、女子サッカーが盛んであり、女子サッカーイベントも多く開催している。「女子サッカーのまち」を目指しているのだそう。そんな大和をホームタウンとして

いる女子サッカーチームが、「大和シルフィード」だ。大和シルフィードは、現在までシリーグ2部に所属している。私は、先日、大和シルフィードの試合を見に行く機会があって、ユニフォームもすっかりと購入し、全力で応援してきた。一緒に大和シルフィードを応援するサポーター仲間を募集中である。

六 おわりに

いかがだっただろうか。大和という街に少しでも興味を持ってもらえたなら嬉しい。ここまで私の大好きな大和の魅力をお話してきた。ただ、大和と聞くと、厚木基地騒音問題を思い浮かべる方も多いのではないだろうか。私が育った家も、騒音被害を受ける地域にある。子どもの頃、外で友人と遊んでいても、飛行機の音に友人の声がかき消される瞬間もままあった。ただ、子どもの私にとってはそれが当たり前だった。現在になっても、厚木基地の騒音問題は解決していない。

私は、現在は大和から離れて生活しているが、現在も騒音問題と闘ってくれている住民の皆さま、専門家・弁護士の方々に、深い感謝と敬意を表してこの記事の結びとする。

障害者に対するヘイトスピーチについて 損害賠償が命じられた事例

群馬 下山 順

1 事案の概要

重度障害を有するXさんは、地方自治体に障害者総合支援法上の重度訪問介護の支給を求める訴訟を提起し記者会見を行ったところ、インターネット上の匿名掲示板において数多くの誹謗中傷を受けた。

2 誹謗中傷の内容

投稿された誹謗中傷は、「殺処分でいいやん」、「生かしておく理由が無いなあ 一思いに殺してやれよ」、「こういうゴミクズはマジで死んで欲しい 一体何が目的で生きてるのか意味が不明」、「親が悪いな なんて殺しておかかったんだろう 二四時間寝返りもできないガイジとか死んでいいよ」、「こういうゴミを秘密裏に処分する仕事があ

るなら就きたい 夜中の介護で延々と二酸化炭素を吸わせて窒息させるとかね」といったものであった。なかには「津久井やまゆり園」で多くの障害者を殺傷した植松死刑囚を支持するかのような投稿もあった。

3 判決について

Xさんは発信者情報開示手続きを行い、複数の投稿者と示談を行ったが、示談に至らなかった投稿者に対し損害賠償を求める訴訟を提起した。

前橋地判令和五年二月八日は、「殺処分でいいやん」との投稿について「原告の生命を著しく軽視するものであり、しかも動物に対して使用する言葉を用いるなど、極めて不当な表現方法で原告の人格を否定した誹謗中傷」として名誉感情侵害による不法行為を認めたと、「短文で、一回であるこ

となどを考慮しても、慰謝料額は六〇万円と認めるのが相当」と判断した。

前橋地判令和六年一月二四日は、「生かしておく理由がないなあ 一思いに殺してやれよ」との投稿について「原告の生存する意義及び人格的利益を否定する趣旨のものであること、本件投稿が障害者を差別するヘイトスピーチに該当するものであること、他方、本件投稿が短文であって、投稿回数が一回であること等を考慮して、慰謝料は五〇万円を相当と認める」と判断した。

4 各判決の意義について

名誉感情侵害の慰謝料相場は一万円〜二〇万円程度といわれるところ、各判決において一件の投稿について五〇万円〜六〇万円の慰謝料が認められた点や、前橋地判令和六年一月二四日では「障

害者を差別するヘイトスピーチ」が認定され、慰謝料の加重事由とされたことに意義を認めることができる。

ヘイトスピーチによる名誉感情侵害に関する裁判例としては、「悪性外来寄生物種」「チョーセン・ヒトモドキ」というネット上の誹謗中傷について二〇〇万円の慰謝料が認められた事例（東京高判令和三年五月二日）や、「日本国に仇なす敵国人め。さつさと祖国へ帰れ」というネット上の誹謗中傷について一〇〇万円の慰謝料が認められた事例（横浜地川崎支判令和五年一〇月二日）があるが、障害を理由とするヘイトスピーチにおいてもこれらと同様に相場より高額な慰謝料になることが明らかになった。

5 侵害された名誉感情の内実

(1) ところで、このようなネット上のヘイトスピーチによって侵害される利益とはどのようなものであるか。それは単なるプライドや自尊心といった名誉感情の侵害に止まるものではない。

(2) 棟居快行は、「人種、信条、性別、社会的身分、門地」など「個人が消しきれない属性」に関する誹謗中傷が行われると、被害者は「自分を自分たらしめることが困難」になり、「自分を自分として定義し、アイデンティティを保持する」という「個人の尊厳と結びついた重要な人格的利益」が侵

害されるとする（棟居快行「差別的表現」高橋和之「大石真編『憲法の争点（第三版）』一〇四頁～一〇五頁）。

(3) 金尚均は、ヘイトスピーチの真の目的は「一定の属性によって特徴づけられる集団に属する人々を自分たちとは異なる存在であることを示すこと」にあり、「ここでは、攻撃客体とされる人々は、ともに生活している社会において『二級市民』、『人間以下の存在』、果てには『敵』と貶められ、従属的地位に置かれ続けることになる」、「国家共同体における同等の価値のある人格としての生存権を否定され、価値の低い存在として取り扱われることが人間の尊厳に対する攻撃を意味する」とする（金尚均「ヘイトスピーチ規制の意義と特殊性」金尚均編『ヘイト・スピーチの法的研究』一六〇頁～二六二頁）。

(4) また、ネット上で誹謗中傷を受けた被害者は「不特定多数の人が自身に対して攻撃的ないし批判的又は否定的な感情を有していることを知ってショックを受け、感情を有していること自体に反論することは意味がないことを悟って絶望」し、「強い孤独感や自己評価の著しい低下は自殺へも至らせ」との指摘（西貝吉晃「サイバーいじめと侮辱罪」法律時報二二六八号二頁）や、「複製の容易性による情報の拡散性、ネット情報の半永続性は、被害者の自尊の侵害を継続させる」との指摘

（巻美矢紀「自尊としての『名誉感情』とその憲法的保護に関する試論」ジュリスト一五七三号三四頁）など、ネットによる誹謗中傷が被害をより深刻化させるとの指摘もある。

(5) 名誉毀損よりも名誉感情侵害の慰謝料の方が低いという定説があるが、侮辱行為による慰謝料を検討するにおいても、誹謗中傷によって侵害された人格的利益や名誉感情の内実を検討し、個人の尊厳を侵害するヘイトスピーチや著しい自己評価の低下をもたらす苛烈な誹謗中傷、脅迫的言辞がある場合には、個人の尊厳と結びついた重要な人格的利益侵害や平穏な生活侵害を理由として、これまでの定説や水準に囚われない慰謝料が認められるべきである。

6 結び

本事例は人種や国籍だけでなく、障害も含んだヘイトスピーチ規制が我が国においても必要であることを示している。しかし、一方で刑事分野に目を転じると、侮辱罪の保護法益は外部的名誉とされているところ、本件において問題になった悪質な誹謗中傷が侮辱罪によって処罰されるか否かは明らかではない。本事例も踏まえ、今後さらさらへイト撲滅に向けた民事責任のあり方と刑事立法を検討していく必要がある。

新春特別企画

憲法委員会企画

座談会

「ジェンダー問題と法律家の役割」〈第二回〉
— 法律家としての関わり

出席者

清末 愛砂 (青法協議長・
室蘭工業大学教授)

大崎 茉耶 (七五期)

河西 拓哉 (七五期)

広谷 渉 (七五期)

○コーディネーター

太田 啓子 (五五期)

(前号の続き)

■ 社会の意識を変えるために

太田 去年(二〇二三年)一〇月、神戸に行つて灘中学校、高校で話をしてきました。灘の中学生から、すごくいい質問がたくさん出て、例えば「慣習に基づく性差別はどうか」というのも根本的な質問が出ました。私は、今の性差別的な慣習と違う動きをする人が増えるしかないという話をしました。暗黙に女性の役割となっていることをあえて男性がやるとか、逆もですよ、などということを行いました。その場で、空気を読まない人になるのは勇気が要りま

す。私は男性が男性に対し、あえて「男らしさ」とは違うやり方をする必要があることの重要性をすごく思います。

広谷 いろいろ模索しつつ失敗しています。私を和を乱すのも割といとわれないタイプなので、いろいろ試してはいますが、大体きちんとは伝わらないことが多いという印象ですかね。「そういうの、ちよつとどうなの」ということを態度で表明しようとした結果として、「ちよつと変わった人」というカテゴリーをされる形で、思っていた感じでは伝わらなかったなという経験のほうか、どちらかということが多いですかね。

河西 僕はずつとホモソーシャルなコミュニティの中で生きてきたので、そこでの友人ばかり

です。いまは広谷さん、大崎さんとかの弁護士の方が友達できて、初めて同志ができたと感じています。

性差別とかを考えるようになってからは、これまでの友人相手にも、性差別的な言動があれば、指摘するようになりました。ただ、そうすると「つまらない話をするなよ」という感じになります。振り返ってみると、もともといたコミュニティが少し息苦しかったのではないかと思っています。今は、性差別に反対することにより、女性も自由になるし、それと同時に男もそういう息苦しさから解放されるのではないかと思うようになりました。

太田 逆に、男社会にとっぴりいたけれども違和感があり、今はこのように思っているというご自分と、そうではない男友達と何が違うと思いますか。

河西 一つは、根本的なことを言うと、社会そのものについて問題意識を持つかどうかということではないでしょうか。結局、社会の問題ではなく個人の問題に落とし込んでしまうと、差別に反対するという頭にならないでしょうね。今ある社会に適應することにしか、頭がいなくなってしまう。

清末 先ほどジェンダー平等的な雰囲気が進んでいくと、男性にとっても過ごしやすくなるという話があったと思います。私が室蘭工業大学に結構長くいることと少し関連があります。

うちの大学は女性教員がとて少なく、私が島根大学から異動した二〇一一年の段階では日本の国公立の大学で女性教員の割合が最下位の大学でした。今より教員全体の数が多く、二〇〇人近くいたのですが、常勤の女性教員は私を入れて五人だけでした。私が室蘭工業大学に異動してから少し経ったときに、私の採用人事の会議に出ていた男性教員たちの反応を教えてくださいました。会議で、次の憲法学の最終候補者は女性という話が出た途端に「おおっ」というどよめきがあったそうです。驚かれるほど女性がない大学

だからですね。そして、その状態に皆さん、慣れきっていました。

その後、うちの大学の女性教員の割合は以前よりも増えていきました。大学は実際に変わるのだなと感じることができたのは、二代前の学長のときですね。彼はものすごい男女共同参画推進派だったのです。女性教員の割合がすごく低いために、文科省からも目を付けられていたのだと思います。それも有り、その状況を何とか変えるために学長が猛烈に頑張ったのです。とにかく女性教員を増やさなければならぬということで、トップダウン方式で上から指示をドーンと出すような感じで増やしていったのです。その結果、最下位から脱したわけです。

その学長が退官されるときに私に言われた言葉が忘れられません。「清末先生、女性が増え、本当によかったですよ。今だって少ないけれど、一時期の異常なレベルではなくまりました。結果的に風通しがよくなり、みんなが話やすくなりました。教授会でも手を挙げやすくなりました。女性教員は結構、手を挙げるから、男性教員も手を挙げて話ができるようになりました。僕はそのこともすごくよかったです」とおっしゃったのです。

太田 トップの大事さですね。話を換え、トランスジェンダー差別、セクシャル・マイノリティの

話をしましょうか。

■「人権派」による分断

太田 二〇一八年にお茶の水女子大でトランス女子の受け入れを公表し、その頃以降でしたか、ものすごい苛烈なトランス差別的な言動の展開に、とても憂慮を覚えている者の一人です。フェミニストだったはずの人達まで、「女性を守るため」という大義名分のもとでトランスジェンダー差別言説に加担してしまっている様に衝撃を受け、どうすればいいのかと考え続けています。

広谷 自分の話になってしましますが、憲法委員会でも、そういう気持ちで差別問題に関する学習会とかもやりましたし、完全にできずにはできないかもしれないけれども、今ほどの影響力がないように、どうにかもっていけないかなというのは常に考えています。

清末 私の周りでジェンダー法学を研究している人の間では、実はそれほど分断されていないです。法的な権利を軸にして合理性を考えるのが影響しているのかもしれない。同じくジェンダー研究者でも、社会学等の観点からジェンダー・スタディーズを研究している人たちの間では分断が見られるような印象があります。

フェミニストの一部によるトランスジェンダー、

特にトランス女性に対する攻撃的・差別的な態度や発言を見聞きしていると、強い痛みを憶えます。ただし、トランス女性にアレルギー反応を示すフェミニストがこれまで経験してきたさまざまな差別や暴力、それらから生じる強い痛みがこうした背景の一部にあることを看過するわけにはいきません。だからといって差別や攻撃が正当化されるわけではありませんが、その点を踏まえないと対話は始まらないでしょう。

一方、そういうことは別に、攻撃をおおるような物言いをする人たちも目にします。厳しいのは、理論的な部分で矛盾に陥ってしまっている研究者がいることです。性同一性障害関係の法律もいろいろ問題があるのを前提に話しますが、例えばトランスジェンダーであるということには、本人の意思で、場に合わせたしなごう「都合よく」変えたりすることができるようなものではありません。本人が自分をどう認識して生きてきたかということですから。しかし、身体的にどうするか、つまり手術を受けるか否かについては自己決定の話です。自己決定はフェミニズムの根幹に関わる話です。産む・産まないのは女性が決めると主張してきた点からも明白です。

自分の身体に対する自己決定権があるという、フェミニズムの非常に大きな前提が、トランスジェンダーのところでは切り崩されているのです。

そもそも手術要件自体が非常に残酷なものです。自分の身体にメスを入れるかどうかは自己決定の範囲であって、性自認に沿った身体でないとしても、自分の身体にメスを入れるかどうかは自己決定の範囲内にあるものです。私はこの点からの論理破綻を感じてきました。

■法律家の「限界」

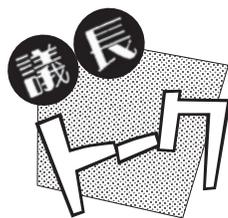
太田 Coiabo 攻撃の話も少しお話ししたいのですが、「萌えキャラ」特に「温泉むすめ」というキャラクターのある設定を代表の仁藤さんが批判したことが攻撃発生のきっかけらしいです。それがきっかけで、主犯格の暇空茜という人物が、仁藤さんをターゲットにし始めました。一連の経緯ですごく問題だと思っっていることは、ミソジニーな嫌がらせがマネタイズされていることです。物言う女性をバッシングすることが収益化される現象が諸外国でもあるそうです。この状況をどうすればいいのかと、ずっと思っっています。

清末 研究者も実務家にも限界があります。とりわけ実務をされている先生方は、裁判は最後の手段だとしても、その前のいろいろな交渉も含め、できることが限られている場合があるのではないのでしょうか。また、直ちに結果が出ることを望めないこともたくさんあると思います。現行法

が現状に追いついていない場合は、特に限られてしまいますね。例えば、二〇二三年一〇月の性別変更要件の最高裁の決定もその一例ではないでしょうか。内容としては、二つの要件の話だったと思います。そのうちの二つの手術要件については、法的な理論において、これまでの議論の積み重ねを通して、身体にメスを入れ生殖機能を損なわせるような高負担のものは残酷だという話ができると思います。もう一つの外観要件の問題は理論の方が追いついていっているとは思えません。他にも例はたくさんありますので、さしあたり今できることを最大限するしかないと感じています。

弁護士や研究者が全てを解決できるわけではないのは当たり前で、正直、しくみを変えるときには、政策を変えなければならぬわけですから、そのために政治が変わらないといけないですよ。今日はジェンダーについての議論ですが、ほかのテーマも多くの場合は同じでしょう。例えば、私は安保法制の違憲訴訟に関わってきました。その意義を強く感じるからですが、一方、裁判では決着がつきにくい側面も強くあると思います。最終的には、社会と政治が大きく動かないと立法解決は容易にできませんから、今後も長い道のりになると思っています。

(次号に続く)



「70周年記念集会 と基金の使途」

四月五日の七〇周年記念集会にお集まりの皆様、ありがとうございます！みなさまのおかげで、集会は大成功に終わりました！（と、現在は、三月二日。集会が成功した前提で、原稿を執筆しております……）。

さて、集会でも告知しているかと思いますが、「青法協 平和と人権基金」について、とりわけこの基金の使途について、お伝えしたいと存じます。

おかげさまで、基金は、順調にみなさまの大切なお志が集まりつつあります。

四月五日時点で、四九口、一〇二万円が

集まっております！ スゴイ！！

この基金ですが、「青法協の平和と人権のために行動する理念にかなう、若手の会員の活動」に活用することを考えています。

多数の若手会員を実働部隊として擁し、修習生、法科大学院生、学生といった人たちがパイプがあることを生かして、これらのみなさんが、平和と人権の具体的な現場を学び、その学びを今後の活動に生かせる活動。

その具体的内容として現在構想しているのがまず、沖縄調査です。飯島滋明先生のご協力のもと、このほど沖縄の先島諸島の自衛隊基地の調査のツアーを八月下旬に行う方向で準備を進めています。若手会員や学生達にこのツアーに参加してもらい、基地の実情を学んでもらう。基地問題に関しては、沖縄本島の米軍基地や、北海道の矢臼別の基地など、今後も現地調査企画を続行させる予定です。それから、総会、常任委員会への参加の費用です。青法協にとつては、これらの会議は、私たちの基本的活動であり、この活動にこじ絡してもらうことで、私たちの仲間に加わっ

てもらえる契機を広げることができると思い
ます。

そのためには、常任委員会、総会を充実した会議にしなければなりません。そうでないと私たち自身面白くない学びにならないからそれは当たり前なんです、若手の皆さんにとつての「青法協はスゴいな！この仲間になりたい！」と思ってもらえる機会にしたいかな。

しかしまあ、こういうことを考えるのは未来があつて楽しいですね。ぜひ多くの会員の皆さんに、これらの機会をこじ絡したいです。というわけで、とりあえずは、六月二十九日、三〇日の北海道・小樽総会で会いましょう！！
基金の募集もまだ始まったばかりです。会員の皆様のご協力、今後ともよろしくお願ひ申し上げます！！

（青法協弁学合同部会議長 笹山尚人）

青法協千葉支部・本部共催企画

立松彰会員講演

「法曹人口・法曹養成問題

について考える」の参加報告

千葉 渡邊 寛之

二 ○二四年二月二十九日に千葉県弁護士会館で行われた青法協千葉支部・本部共催企画

「法曹人口・法曹養成問題について考える」法曹養成制度の再「改革」に向けて」に参加しました。この企画は、昨年九月一日に千葉市内で行われた二〇二三年度の第二回常任委員会で行われる予定だった講演を参加者からの講師の立松彰会員（青法協弁学合同部会元議長、現千葉支部長）への要望もあり実現したものです。

本 企画のテーマは、「法曹人口問題」Ⅱ「弁護士人口問題」という現実からみれば、個々の会員が弁護士として携わる業務・活動や所属する弁護士会のあり方にも大きな影響を及ぼしている問題であり、弁護士であれば誰でも多かれ少なかれ関心を持っていると思います。とはいえ、こ

のテーマは、個々の会員の受験経験や弁護士登録の時期によって抱くイメージが異なり、議論してもうまく歯車が噛み合わないと感じることもありました。そのような中、今回の講演の冒頭で、立松会員から、弁護士業界の現状（弁護士法一条の精神の希薄化とサービス業への傾斜、法律事務所巨大ローファーム化と街弁の経営悪化、など）を議論する前提として、それがどこからもたらされたのか、その出発点と経緯をまず知ることが大切であるとの話があり腑に落ちました（同じ土俵で議論をするためには、今や歴史となった過去の経緯について知識を共有することは必要だと思えます）。

続

いて、立松会員から配付資料（昨年の常任委員会資料）にその後の内外の情勢等を加

筆したものを元に説明がありました。

まず、法曹人口・法曹養成問題の出発点ですが、直接的には司法試験「改革」問題に端を発しており、誰でも受験が可能で試験に合格さえすれば法律家への道が開ける「統一・公正・平等な制度」として内外で高い評価を受けてきた資格試験としての司法試験が、検察官不足に危機感を抱いた法務省からの「若く優秀な人材」を確保すべきという司法試験改革の働きかけをきっかけとして政治問題化し、合格者の増加や回数制限（若年者優遇策としてのいわゆる甲乙丙案）の議論につながっていたとのことでした。

そして、これに当時の政治経済情勢による社会の変革の流れ（新自由主義の理念に沿った行政規制緩和など）が圧力となって司法改革の流れを加速させたこと、そのような動きの中で、日弁連執行部は外部の流れに押される形（？）で、「司法改革に関する宣言」において「弁護士と弁護士会のあり方を改革する」という「自己改革」路線を示し、以降この流れに沿って法曹人口の増加・リースクール構想への協力方針が主流となったこと（ただし、会員間での激しい意見対立があったこと）について簡潔に説明してもらいました。

一

の講演で印象的だったのは、法曹人口・法曹養成問題は司法分野における問題に止ま

らず、結局のところ当時の日本が置かれていた政治的・経済的問題という社会全体が抱える問題の一環だったということでした。配付資料には、国内外の政治情勢や出来事も併記されていました。これが、これと法曹人口・法曹養成問題の歴史とを重

ね合わせれば視野が広がり理解が深まるということだったと思います。今回の講演は、その大部分を受験生として自分が過ごした時間に重ねて聴く結果となり、自己の弁護士としてのあり方の再確認になりました。同

時に、どのような弁護士会を後に続く会員に託すのかという課題を改めて与えられた時間にもなりました。

憲法二二条一項と私

シリーズ
憲法と私 ⑬

東京 向井 香織

1 自己紹介

本年(二〇二四年)一月に渋谷共同法律事務所へ入所しました、七六期の向井香織と申します。

ドラマ「HERO」を見て、一人一人の被疑者に向き合う検察官に憧れ、大学は法学部へ進学しました。その後、過労死家族の方々のお話を聴く機会があり、憧れの対象が弁護士へ変わっていきます。一つ一つの事件に向き合うことはもちろん、その時々々の社会課題に対し、原告さんや仲間の弁

護士とともに試行錯誤しながら司法や社会へ訴えかける姿は、素直にかっこいいと思いました。

今後は、技術と知識を磨き、事務所内外問わず先輩方や同期・後輩から多くのことを吸収して、理想とする弁護士像を追求できるよう頑張る所存です。

2 政治的なことへの抵抗感

大学入学まで、私は社会問題について特に関心がありませんでした。過労死家族の方々のお話も

そうですが、大学時代に社会課題について学ぶ機会を通して、初めて関心を持ち、縁遠いと思っていた「政治」についての認識も徐々に変化していきます。

正直なところ、社会課題や政治に対しては、「考えたことがない、自分とは関係ない、Black Box、面倒くさい、何となく話題にしてはいけないこと……」という印象を抱いていました。しかし、海外の学生が自分の考えを持って生き生きと語る姿を知り、衝撃を受けました。旅行先で訪れたヨーロッパでは、観光名所で当たり前のようにストやデモが行われ、周りの人々も「当たり前の権利だよ」と好意的に受け入れられているように見えました(これに対し、日本では、怖い、暗い、おじさんばかりといった印象が根強く、私も一定そう思います)。

なぜ、日本では「政治」が縁遠く、自分の意見を持つたり発信したりすることへの抵抗があるのでしょうか。一般的な教育課程だけでは、自分で考え発信するという経験が少なく、「政治」や「政

治的なことを話題にする人たち」を「異質的な存在」として捉えてしまうのではないだろうか。大学時代からこのような問題意識を抱き始め、問題の根底の一つに教育が影響していると思えたことから、教育分野に興味関心を持つようになりました。

3 憲法二二条一項

これに対し、芸術分野においては、歴史的にも、社会の動きを風刺したり、問題提起したりする作品が数多く作られてきました。今日の日本においても、「社会派作品」というラベルで、一定の支持を得ているように思います。普段ニュースや新聞に触れない人や、通勤時に目を通すだけの人であっても、映画や小説という芸術作品を通して、作品内のテーマについて考えるきっかけになります。媒体が変われば、より多くの層の人々の目に触れるのです。芸術作品とは、「社会課題」を伝える手段としても優れ、オブラートのようなものだと感じています。

蛇足ですが、小学生の頃、テレビ番組で、お笑い芸人さんが他の芸人のネタをやるという企画がありました。同じネタにもかかわらず、間の取り方、声色や表情で面白さは何十倍も変わり、子どもながらに驚いた記憶があります。

伝える人や手段によって、伝わり方や惹きつける力は大きく変わります。より多くの人々に様々な社会課題や意見を知ってもらおう、届けるという意味で、表現の自由(憲法二二条一項)は民主主義の根幹を支える大切な条文だと思います。エッセイということでもとりとめもなく書き綴ってしまいましたが、映画関係の知人から聞いた「作品のテーマが理由で、DVD制作会社が見つからない」という苦勞話を思い出し、今回、表現の自由をテーマとしました。

4 余談ではありませんが

昔から本や映画が好きで、最近も通勤時に小説を読んでいます。作品選びの際、サブスクやネットショッピングでは、「あなたへのおすすめ」として、視聴傾向から私に合った作品が提案されます。とてもありがたい機能ですが、新しいものを開拓できないという悩みもあります(そのため、図書館や本屋へ足を運び、ポップを見て回ることもしばしばですが、これはこれで楽しいです)。

最後に、本エッセイを最後までお読みになった奇特な方がいらつしやれば、ぜひおすすめの内容を教えてください。嬉しです。

皆様、今後ともどうぞよろしくお願ひ致します。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ
定価2,500円(税込)

6/1(土)

第三六回 憲法フェスティバル

「今こそ憲法〜新しい戦前にしないために」 開催のご案内

東京 並木 陽介

1 憲法フェスティバルとは？

憲法フェスティバルは、「憲法への招待」を合言葉に、憲法の裾野を広げようと弁護士と市民が一緒になって実行委員会を作り、毎年五月ころに開催しているイベントです。

憲法企画にありがちな堅い講演ばかりでは肩が凝って仕方がありません。音楽や映画、劇など、毎年工夫を凝らして企画を立てて幅広い人々に楽しみながら気軽に参加してもらい、一年に一回でも憲法に触れ、憲法について考えてもらえるイベントにしたい、そんな気持ちで「フェスティバル」という名前に込められています。

この憲法フェスティバルは、一九八七年に青法協東京支部の運動から生まれ、年に一回毎年開催

して来ており、今年の六月一日(土)で三六回目を迎えます。

2 第三六回憲法フェスティバルのテーマ

憲法フェスティバルでは、毎年テーマを決め、それに沿った企画を行っています。

今年の憲法フェスティバルは、「今こそ憲法〜新しい戦前にしないために〜」というテーマで行うこととしました。

二〇二二年に始まったウクライナ侵攻は既に二年以上経過しましたが、いまだに終息の気配を見せていません。また、昨年一〇月には、大量虐殺とも言えるべきガザ侵攻が開始されました。昨今は、「台湾有事」などという問題も喧伝されています。

す。

日本はというと、安倍政権下で二〇一四年七月に集団的自衛権の行使を容認する閣議決定が行われ、二〇一五年九月には集団的自衛権の行使を認め、自衛隊による他国軍隊の後方支援を拡大するなど、多くの問題をはらんだ安保関連法が成立しました。岸田政権下では、二〇二二年二月に防衛費の大増額や敵基地攻撃能力の保有などを内容とする安保関連三文書を改訂するとともに、南西諸島へのミサイル配備や辺野古の米軍基地建設も着々と進められています。これらは、米軍と一体となった戦争をする国づくりに向けて突き進むものであり、戦争への危険がますます高められ、新しい戦前となりつつあるように感じられます。

このような状況の中で、実行委員会では、平和憲法の下、今という時代を戦前としないために私

たちに何ができるのか、今なら引き返すことができるのかなどを参加者の皆さんと考えるべく、今年のテーマを設定しました。

3 出演者

今年には、まず、東京大学教授で歴史学者（日本近現代史）の加藤陽子氏に登壇いただき、「日本の近代と二つの憲法」というテーマで講演していただきます。加藤陽子氏は、特に一九三〇年代の外交・軍事を専門とされており、著書『それでも日本人は戦争を選んだ』では、客観的には無謀と思える戦争にどうして突き進んでしまったのか、そしてなぜ日本人はそれを支持したのかという問いに取り組んでおられます。

また、青法協の会員でもあり、新外交イニシアティブ（ND）の代表を務めておられる猿田佐世氏、NDの評議員であり内閣官房副長官補を務められた柳澤協二氏のお二人にそれぞれご登壇いただき、「戦争を回避する道がある」というテーマでそれぞれ講演と対談をしていただきます。NDでは、二〇二二年一月に「戦争を回避せよ」という政策提言を発表し、安全保障政策の目標が戦争回避でなければならないこと、軍事力による抑止は無限の軍拡競争をもたらし、抑止が破綻すればより壊滅的結果をもたらすことを指摘するとともに、

「抑止」としても「対処」としても、必要な条件を満たさず、戦争拡大の契機ともなる敵基地攻撃を政策として宣言するのは愚策であると指摘しています。

当日は、それぞれのお話の中で、それぞれの立場からテーマに沿った魅力的なお話が聞けるものと楽しみにしています。

4 是非ご参加ください

第三六回憲法フェスティバルは、本年六月一日（土）午後一時から、東京の日暮里サニーホールにて開催します。

併せて、YouTubeでの配信も行いますので、遠方の方でも気軽にご参加いただけます。なお、YouTube配信については、フェイスブック（<https://www.facebook.com/KempouFestival/>）にてお知らせいたします。是非ご参加ください。

「NOMORE 原発公害市民連絡会」案内のご案内

東京 笹山 尚人

今般、青法協本部にお願いして「青年法律家」本号に「NOMORE 原発公害市民連絡会」案内とお願ひ」という書面を同封させていただきました。

「NOMORE 原発公害市民連絡会」は、原発事故賠償問題についての最高裁闘争に関わる市民運動団体ですが、私のほか議長経験者などの会員が賛同人に名前を連ねており、団体も参加する運動は、今年の秋に開催する「人権研究交流集会」の分科会の一つ、「原発問題の現状を考える」の内容にもなります。

青法協弁学合同部会二〇二三年度第四回拡大常任委員会◎決議

法律に基づいた震災対策の徹底を求めるとともに、 震災に耐えることのできない原発から訣別し、脱原発 政策への転換を求める決議

一 能登半島地震の発生

二〇二四年（令和六年）一月一日、マグニチュード七・六、最大震度七を観測する令和六年能登半島地震が発生した。この地震とそれに伴う建物の倒壊、津波、火災等により、甚大な被害が生じた。石川県内の震災による死者は二四一人、避難者は一万一七三五人（二月二六日午後二時時点）に上っている。

震災により亡くなられた方々のご冥福を祈るとともに、被災された住民に心からお見舞いを申し上げます。また、今もおお赦しい環境におかれている被災者への救援、水道・電気や道路などのインフラの復旧などが進められ、被災地が一日でも早く復興することを願う。

二 初動対応の遅れと法律に基づく制度の不備

今回の震災においては、地震発生後、救助を求める

被災者の下への救援隊の到着まで多くの時間を要した、すなわち、初動対応の遅れがあったとの指摘がなされている。

政府は、地震発生直後、災害対策基本法に基づく態勢としては最も下のクラスの「特定災害対策本部」の設置にとどめていた。これを「非常災害対策本部」に格上げし、同本部の会議を初めて開催したのは地震発生の翌日である、一月二日の午前九時過ぎのことであった。初動対応が遅れた結果、自衛隊投入の規模も小規模かつ小出しになっていた。

また、国の防災基本計画には、災害発生時に本格的に道路が復旧する前の段階で、緊急車両などを通行させるため、最低限のがれきや土砂の処理で救援ルート

を設けるといふ、「道路啓開計画」を国や県などの道路管理者が立案すると定められていた。

しかしながら、一月二四日の参院予算委員会、斉藤鉄夫国土交通相は「首都直下地震や南海トラフ巨大地震などが想定されるころでは計画を策定してきたが、北陸地整管内は対象となる災害が想定されておらず、内部での検討にとどまっていた」と答えた。昨年四月には、総務省行政評価局が国交省に計画づくりを進めるように勧告していたにもかかわらず、北陸地方においては、計画が手つかずになっていたのである。そのため、地震により寸断された道路網の啓開は遅れ、救援部隊や物資の到着が遅れることとなった。

さらに、災害救助法の規程に基づけば、避難所の開設は原則一週間、応急仮設住宅は本来、二〇日以内に着工しなければならないこととなっている。しかし実際には、いずれも着工が遅れており、仮設住宅については一〜二カ月遅れでの着工という事態が生じている。さらに、災害救助法では、被災者への「炊き出しその他による食品の給与」が定められているが、今回の地震では、一部の二次避難所で食事の費用を徴収している例があるとの法律違反が指摘されている。

このように、政府は、災害救助法や、防災基本計画によって定められた内容を実施せず、初動対応に失敗したことにより、今回の震災による被害を拡大しないし深刻化させた。

三 安易な緊急事態条項創設論への抗議

東日本大震災以降、「現行憲法においては緊急事態

条項がないため、災害時に被災地における救助活動を行うために私権を制限することが出来ず、救われなかった命があった。災害救助のためには緊急事態条項が必要である」などの言説が多くなされた。今回の能登半島地震後も、そういった言説が散見されている。

しかしながら、今回の地震における政府の初動対応の遅れや地震後の被災者への対応が不十分であるのは、上記のとおり、災害救助法や、防災基本計画によって定められた内容を実施していなかったことが原因である。すなわち、能登半島地震に対して効果的な対策を行うことは、現行の法律で十分可能であり、憲法改正による緊急事態条項の創設は不要である。上記のような言説は、法律による災害対策が不十分であったことを、あたかも憲法の不備であるかのように述べるものであつて、到底許容できない。

一月四日の年頭会見でも、岸田首相は「総裁任期中に（憲法）改正を実現したい思いが変わりはない」と憲法改正への意欲を述べた。自民党の改憲四項目には、緊急事態条項の創設が盛り込まれている。

当部会は、能登半島地震への対応の遅れを憲法の不備によるものとし、災害を改憲の口実とするような言説には強く抗議し、政府に対して、現行の法律による災害対策の徹底を要求する。

四 脱原発政策への転換の要求

また、能登半島地震の震源に近い北陸電力志賀原発では、想定以上の揺れを観測し、外部電源の一部喪失や、変圧器の配管の損傷、使用済み燃料プールの冷却

ポンプの一時停止、核燃料プールの水漏れなど、さまざまな損傷や影響が報告された。今回の地震で、志賀原発北部の海岸線では、地面が四メートルも隆起するという地殻変動も生じ、福島第一原発事故と同様の過酷事故の発生は、紙一重で免れた。

さらに、今回の地震では、住民の避難計画の実効性が厳しく問われた。能登半島北部では各地で道路が寸断され、海岸線の隆起により港に船が着けず、原発から五キロ圏内に居住する住民の「圏外避難」は困難であった。現状の原子力発電所の安全審査基準においては、避難計画の策定は審査対象とされていないが、万が一事故が起こった際に、住民を確実に、安全に避難させることは必須の条件であり、この条件を満たす避難計画の策定がなされていない以上原子力発電所の運転がなされてはならない。当部会は、原発の安全審査に「実効性のある避難計画」の策定がなされているかどうか対象とすることを求める。

能登半島地震は、地震・津波が頻発する日本において、原発を持つことの危険性を改めて突き付けたものである。

当部会は、東日本大震災後も、脱原発政策を進めなかった日本国政府の政策を強く非難し、能登半島地震を契機として、脱原発へと政策転換することを強く求める。

二〇二四年三月九日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第四回 拡大常任委員会

二〇二四年度第五回定時総会（北海道）のご案内

青法協弁学会同部会は、後記の要領で第五回定時総会を行います。奮ってご参加下さい。

記

□日 時 二〇二四年六月一九日(土) 一三時～三〇日(日) 一二時(予定)

□場 所 北海道小樽市内

□特別講演 「自衛官の人権と自衛隊の実態」 講師：佐藤博文会員

□地元企画 「アイヌの権利とは何か」 講師：市川守弘会員

□若手弁護士実務講座 「調停官の立場から見た家事調停代理人の実務」
講師：小林加弥会員

□第一八回人権研究交流会@東京プレ企画 「国連の平和権宣言と日本の平和的生存権」
講師：笹本 潤会員

□オフショナルトツアー 「小林多喜二の足跡を訪ねて」

※詳細は別途送付の総会のご案内をご参照頂くか、弁学会同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。



今後の日程

【第55回定時総会】

6月29日(土)・30日(日)
北海道

【第18回人権研究交流会】

11月23日(土)・24日(日)
東京

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

5月13日(月)16時～
青法協本部

【修習生委員会】

5月16日(木)17時～
青法協本部

【広報委員会】

5月24日(金)18時～
青法協本部

編集後記

▼神奈川支部の事務局長二年目になりました石畑です。神奈川支部では、コロナ禍前に完全に戻り、忘年会や新人歓迎会などの懇親会も頻繁に行っており、会員間の関係もより密になってきました。▼最近では、神奈川支部主催で映画の上映会を行い、「パレードへようこそ」という一九八〇年代サッチャー政権下のイギリスで実際にあった社会運動をもとに、ロンドンのセクシャルマイノリティの若者たちとウェールズの炭鉱労働組合の友情と連帯を描いた大名作を上映し、大好評でした。▼今回の神奈川特集ですが、情報公開請求を相当数行っている小林会員の原稿や、先日判決のあった原発かながわ訴訟の原稿、またかなりマイナーではありますが、厚木基地がある大和市という市についての原稿を菊池会員が執筆してくれました。皆さまぜひご覧ください。(石畑晶彦)